

ふ化放流されたさけは誰のものか？

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産総合研究センター 公開日: 2024-06-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 富塚 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2006683

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



ふ化放流されたサケは誰のものか？

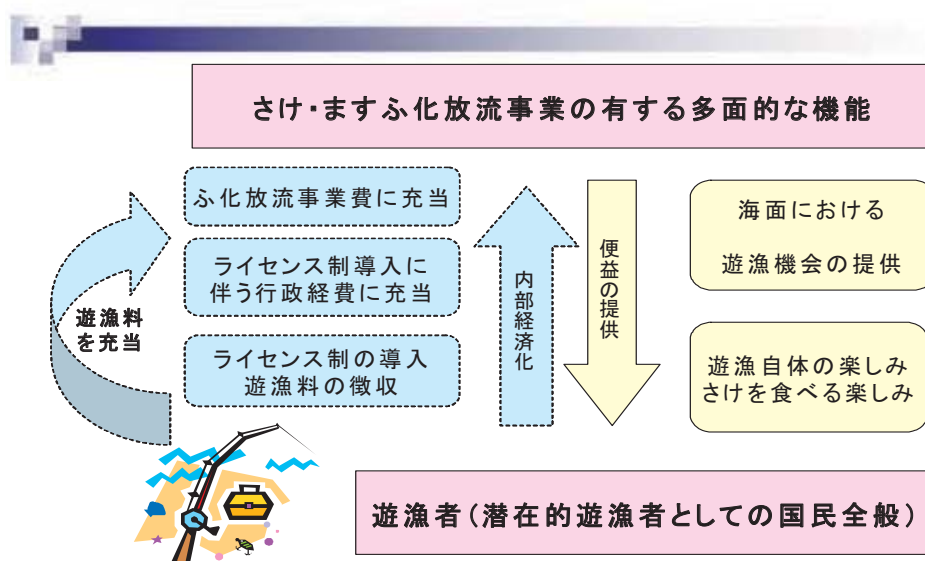
背景と目的

サケふ化放流事業には多額の経費を要しているが、ふ化放流されたサケの一部は、親魚になって産卵のため母川に回帰する途上で、海面において遊漁者に釣り上げられている。しかし、これらのサケは、誰のものでもないもの（無主物）として扱われるため、遊漁料金等を徴収されることはない。

本研究では、遊漁者がサケ釣りを楽しめるのは、サケふ化放流事業の有する恩恵（多面的な機能）の享受であると位置づけ、遊漁料を徴収してふ化放流に要する経費への還元（内部経済化）を図る場合の法的・経済的問題点を明らかにする。

成 果

1. これまでの先進的な事例（過去、マダイ遊漁者からの遊漁料徴収を試みたものの、結局、遊漁料の徴収は実現しなかった事例）等の調査を通じて、さけ遊漁者から遊漁料を徴収するために必要となる制度的な条件を明らかにする。
2. 遊漁者がサケを釣り上げ家庭内等で消費することが、漁業者が漁獲したサケの市場での価格にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにする。
3. サケ遊漁者から遊漁料を徴収した場合の遊漁料の収入と徴収に必要な経費の比率（費用対効果）を推計する際の問題点を明らかにする。



波及効果

1. サケふ化放流事業の運営安定化
2. サケ遊漁を核とした地域経済の活性化

問い合わせ先：水産経済部 水産政策研究員（富塚）